

平成30年生駒市農業委員会第11回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 平成30年11月13日(火)午後2時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 8番 中田 建彦

農業委員会委員

| | |
|------------|-----------|
| 1番 辻野 俊平 | 2番 西口 まゆり |
| 3番 田中 勇治 | 4番 染岡 政明 |
| 5番 池田 憲央 | 6番 有山 兼吉 |
| 7番 北村 由子 | 9番 中本 真人 |
| 10番 中谷 佳津代 | |

農地利用最適化推進委員

| | |
|-------|-------|
| 上武 猛 | 中谷 明 |
| 北本 光美 | 高貝 要明 |
| 川端 俊雄 | 山田 義美 |
| 中井 啓二 | |

欠席者 なし

説明者 事務局 局長 林 宏次
主幹 吉岡 浩

傍聴者 なし

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
3. 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について
3. 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
4. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
5. 地籍調査において地目変更となる農地の照会について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- 農業委員会制度と農地法について
- 篠山市農地付き空き家制度
- 「なら農業委員会女性委員の会」農業経営の6次産業化推進のための調理実習について（女性委員のみ）

○補佐 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中田建彦会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

4番 染岡 委員、5番 池田 委員、6番 有山 委員

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」事務局からの説明を依頼。

○主幹 [議案読み上げ]

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1～5の申請地の位置について

奈良先端科学技術大学院大学の東約500mのところに位置する鹿畑町地内の農地5筆。

申請理由について

譲渡人は、大和郡山市の住民だが、本申請地に隣接したところに実家があり、農地を相続した後、維持管理をしてきたが、高齢になったことから、営農を続けていくことが難しくなってきた。このままだと、遊休農地になってしまうことから、実家の隣接地に居住する譲受人が本農地を贈与で受け、農地として管理をしていくことになった次第。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に、問題等はなかった。

要件について

耕作に必要な農機具等については既に所有しており、また家族で営農している農地が20アール以上あり、農地取得の下限面積要件を満たしている。

No.6～8の申請地の位置について

国道168号線南田原交差点の東400mのところで、西地区市民農園の入口に位置する南田原町地内の農地3筆。

申請理由について

譲受人は、元々本農地を賃借して営農を続けてきたが、この賃貸借契約を解約した補償として、本農地を贈与で譲り受けることになった次第。なお、本賃貸借契約の解約については、賃貸人賃借人の連名で届出があり、報告第4号で別途報告する。

現地調査について

本案件は、今日8日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に、問題等はなかった。

要件について

耕作に必要な農機具等については、既に所有しており、また、営農する農地が20アール以上あり、農地取得の下限面積要件を満たしている。

No.9～10の申請地の位置について

奈良交通庄田バス停の北約400mのところに位置する高山町庄田地区内の農地2筆。

No.11～13の申請地の位置について

庄田自治会館の東約150mのところに位置する高山町庄田地区内の農地3筆。

No.14の申請地の位置について

庄田自治会館の西約100mのところに位置する高山町庄田地区内の農地。

申請理由について

使用貸人は、相続により農地を取得、若しくは、以前から農地を所有し営農を行ってきたが、高齢等を理由に営農を続けることが難しくなってきたところ、営農拡大のため近隣で農地を探していた使用借人に本農地を使用貸借で貸し出すことになった次第。

現地調査について

本案件は、今日8日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に、問題等はなかった。

要件について

耕作に必要な農機具等については、既に所有しており、また、営農する農地が20アール以上あり、農地取得の下限面積要件を満たしている。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 No.1～5について地元推進委員の北本委員へ補足説明を依頼。

○北本委員

事務局の説明通りである。審議をお願いしたい。

○議長 No.6～8について地元推進委員の高貝委員へ補足説明を依頼。

○高貝委員

譲受人は、元々本農地の小作をしてきたが、譲渡人が高齢で、またその子息も農業経営が難しい事情から、農地の贈与を受けることとなった。審議をお願いしたい。

○議長 No.9～14について地元推進委員の上武委員へ補足説明を依頼。

○上武委員

事務局の説明通りである。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認。

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

本申請については、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請ができたもの。

○主幹

No.1の申請地の位置について

近鉄けいはんな線の線路に隣接する上地内の農地。

申請理由について

譲受人は、この農地に隣接して自宅があるが、駐車場が狭く、車を置くスペースに困っていたため、本農地を譲り受け、青空駐車場として利用することになった次第。

次に立地基準による判断については、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている区域内であることから、第3種農地に該当する。

申請にあたっては、汚水はなく、雨水は既存の水路に放流となっている。地元農家区長の同意及び北倭土地改良区の意見書が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

本案件は、今月8日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に、問題等はない。

No.2の申請地の位置について

奈良北高等学校の南約300mところに位置する上町地内の農地。

申請理由について

譲受人は隣接地で土地建物を借りて飲食店の経営を行っていたが、元々はコンビニであったところを用途変更した建物であり、駐車場が狭かったことから、本農地を賃借し、青空駐車場として利用することになった次第。

次に立地基準による判断については、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている区域に近接する区域でその規模が10ha未満であるため、第2種農地に該当する。

申請にあたっては、汚水はなく、雨水は店内の雨水水栓を通じて既存の河川に放流となっている。地元農家区長の同意及び北倭土地改良区の意見書が添付されているこ

とから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

本案件は、今月 8 日に会長をはじめとする農業委員 6 名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に、問題等はない。

以上のことから、農地法第 5 条許可申請については、奈良県知事が許可権者であることから、No.1 申請を奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。

No.2 申請については、転用面積が 300 m²以上であり奈良県農業会議への意見照会を経て、奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。

審議をお願いしたい。

○議長 No.1～2 について地元推進委員の北本委員へ補足説明を依頼。

○北本委員

No.1 については事務局の説明通り。No.2 については現所有者からの希望もあり、現在の土地をほぼそのまま維持して利用するよう、留意することとされている。

審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言。

なお、農地法第 5 条許可申請については、奈良県知事が許可権利者であり、申請を奈良県知事への進達を依頼。No.2 の申請については面積が 300 m²以上あるため奈良県農業会議への意見照会を経て、奈良県知事への進達を依頼する。

議案第 3 号「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」事務局からの説明を依頼。

○局長 〔議案読み上げ〕

本申請については、農業経営基盤強化促進法第 12 条の規定により、生駒市内で農業経営を営んでいる農業者から、この者が作成した農業経営改善計画が適当であるかどうかの認定を生駒市から受けるため、同計画の提出があったものであり、生駒市が、同計画が適当であるかどうかの認定するに際し、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の規定により、当農業委員会に意見照会があったため、議案としてあげている次第。

市町村から農業経営改善計画が適当であるとの認定を受けた農業者を、認定農業者と言い、この認定農業者になれば、『農業経営基盤強化資金』いわゆる『スーパー L 資金』を長期低利で融資が受けられるなど、さまざまな支援制度を受けられる。

認定農業者になるためには、自身で作成した農業経営改善計画が適当であるとの認定を生駒市から受ける必要があるため、申請ができた。

当該申請者は、約 5 年前から生駒市高山町地内で営農を開始し、(旧) 青年就農給付金事業により、給付金を受け、営農を続けてきたが、5 年間の給付期間が過ぎ、給付金

が受けられなくなったため、申請ができもの。

生駒市は認定に際し、農業委員会に意見を求めているところ。

〔農業経営改善計画認定申請書を読み上げ〕

以上、審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○田中副会長

申請書に記載されている生産高が芳しいものではないが、経営面は大丈夫なのか。

○主幹 当該人は、専業農家であり現状のままでは難しいので、農林課に確認したところ、農林課からも経営指導をしている最中であるとのことである。

○議長 申請先は生駒市長のようだが、受付担当課の農林課でも指導を重ねてきた、ということか。また県でも指導があるものなのか。

○主幹 農林課でも指導を重ねてきたと聞く。県及び農業委員会の意見を踏まえて、市で認定するかどうか判定することとなる。

○委員 〔以下、寄せられた意見〕

- 既に補助金の給付が無い中で、年間農業所得目標値が、従事者の人数に対して適正なものであると考えにくい。立案している目標値の妥当性判断ができない。
- 各所に目標値が掲げられているがそれを達成する上で必要な策が記載されていない。特に高温、害虫等による被害への対策の記載がなく、改善計画として欠如している。例えば高温に耐えることのできる品種、農薬名など記載すべきだと思われる。
- 書面上目標値を記載されているが、改善策が記載されていなかったり、明確でなかったりしている。改善計画書として適正な判定がし難い上、当申請人が振り返る際の反省素材として活用することもできない。

○委員 これまで5年間補助金の給付を受けてきても現在の生産高は芳しくない。認定農業者になることで、改めて補助金の給付を受けるということか。その補助金は有効に活用される見込みがあるのか。

○局長 本申請により認定農業者になると、政策金融公庫による低金利の融資を受けることができるものであり、補助金を受けることはできない。

○委員 資料上「機械・施設の合理化」について、具体的に記載されていない。

○主幹 機械・施設について、耕運機、ハウスの導入目標が設定されている。

○局長 農業委員会、県に意見を聞いた上で、市が認定する予定である。

○議長 議案第3号「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」は、農業委員会としては、申請人および生駒市長に対し、本委員会の意見を申し伝えていただくこととした。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第5号「地籍調査において地目変更となる農地の照会について」
について、事務局に一括して説明を依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○主幹〔議案読み上げ〕

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1～15については、相続により所有権を取得された農地について届出されたもの。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主幹〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたものであり、権利の設定や移転のない農地転用。

No.1の申請地の位置について

緑ヶ丘中学の東約400mのところに位置する農地。

報告事項

賃貸住宅及び青空駐車場を目的として農地転用の届出がされたもの。

本届出地は生産緑地に指定されているが、主たる従事者の死亡を原因として買取り申し出の結果、生産緑地指定の解除に先行して、行為の制限が解除されている。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○主幹〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので権利の設定、移転の伴う農地転用。

No.1の申請地の位置について

緑ヶ丘中学に隣接した緑ヶ丘地内の農地。

報告事項

青空資材置場を目的として農地転用の届出がされたもの。

No.2の申請地の位置について

国道168号に近接する中菜畑2丁目地内の農地。

報告事項

青空資材置場を目的として農地転用の届出がされたもの。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主幹〔議案読み上げ〕

本報告は、農地法第18条第6項に基づく届出。過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているもの。これにより、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」No.6～8の審議案件に続くこととなった次第。

報告第5号「地籍調査において地目変更となる農地の照会について」

○主幹 [議案読み上げ]

この報告は、生駒市の地籍調査の担当部局から、生駒市鹿畑町地内でおこなっている地籍調査に際し、農地から農地以外の地目に変更になる農地について確認の照会があったもの。地元農業委員及び推進委員と現地調査を行い、その結果を生駒市に回答したものの。

照会のあった案件については、全て、農地性なしと判断し、その旨、回答している。なお、地籍調査に基づく地目変更については、国の認可も別に必要になるため、実際の地目変更が完結するまでには、約1年程度かかる見込み。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「その他」について、前回の当委員会でも報告をしたが、大北農家区役員の会合をもち、地元推進委員の中谷明委員、中田会長、事務局担当者1名が参加した。本会合の説明資料についての説明を事務局に依頼。

○主幹 [資料を説明]

今後、事務局からも各農家区での会合に参加し、本資料の説明をきっかけにして農業に関する課題に取り組んでいきたい。各委員のみなさまにおかれては、集落座談会ということで、形式を問わないので開催できるよう、各農家区に働きかけていただきたい。

○議長 集落座談会により耕作放棄地を削減につなげたい。また農業委員会としても情報を発信していくことで、許可案件にも前向きに取り組んでもらえる期待があるので、委員のみなさんにはよろしくお願ひしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 委員として活動する中で、作り手のいない農地に関する相談があると、農地バンクを提案するということがよいか。

○主幹 農地バンクは課題解決のひとつ。まったく赤の他人への農地の貸与には抵抗感を持つ方も多いので、通常は地域の中で、地域の方に貸与できるよう方向付けてもらいたい。ただそれでも対応できない時に、農地バンクに登録する案内をするとよい。

○委員 説明資料に記載されている小作人と何か。あまり馴染まない用語ではないか。

○主幹 賃借人であり、賃料を支払って耕作している方を指す。本日の報告第4号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」は合意解約であったが、合意解約できな

いケースでは、地主、小作人双方に慎重にヒアリングし、委員会に諮り、県に進達、県知事に許可をもらうという流れとなり、相当期間かかる。当初は多くの農業者で少ない農地をどのようにして耕作するのかという視点があったため、小作人保護が重視されている。

一方、農業経営基盤強化促進法は、契約年数が予め設定できる点で、所有者、小作人双方にとって、解約し易い仕組みである。

現在の状況に馴染まない用語等随時見直していきたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 1月2日「奈良県都市農業委員会連絡協議会事務担当者研修」に出席した事務局に報告を依頼。

○主幹 〔「奈良県都市農業委員会連絡協議会事務担当者研修」について報告〕

兵庫県篠山市で行っている、空き家バンク制度に付随した農地の別段の面積設定について主に説明。

『農地付き空き家制度』

空き家及び農地を取得する場合、篠山市では、農地取得の最低下限面積要件は30アールだが、30アール未満でも農地を取得できるようになっている。具体的な手続きとしては、地主が農地付き空き家をバンクに登録し、空き家についてのみ先に契約し、買主が住民票を登録した後、農地について3条申請を行うもの。

また、今月21日には、同様の制度を導入している伊賀市へ、会長・副会長と事務局で視察に行く予定であり、生駒市内の農地を守るため、今後、検討は必要であると考えている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 その他について説明を依頼。

○主幹 〔「なら農業委員会女性委員の会」農業経営の6次産業化推進のための調理実習について（女性委員のみ対象）説明〕

○主幹 〔「経由印押印前の現地確認について」説明〕

経由印押印前には必ず現地確認を要する。

○主幹 〔「委員自身に対する経由印の押印について」説明〕

委員自身が当事者である許可案件については、推進委員でなく農業委員の経由印の押印を要する。また報告案件ではあるが、自身の地目変更についても現地確認をする場合は、推進委員、農業委員双方が現地確認をする。

○議長 鳥獣対策について、要望書という形で資料を作成したので、委員のみなさんには確認していただき、次回委員会で意見を集約したい。

○主幹 〔「農業祭の品評会の表彰式について」説明〕

12月4日（火）9時30分から農業祭の表彰式及び講演会等予定しているので、ご

参加願いたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。

○補佐 次回の日程について

定例会 12月12日(水)午後2時 401・402会議室

現地調査 12月7日(金)午後1時30分

前日12月6日(木)に同行いただく委員に連絡する。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 閉会宣言

午後3時50分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、平成30年生駒市農業委員会第11回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 4番 染岡 政明

議席番号 5番 池田 憲央

議席番号 6番 有山 兼吉
